

実績評価書

平成18年7月

政策体系	番号	
基本目標	4	経済・社会の変化に伴い多様な働き方が求められる労働市場において労働者の職業の安定を図ること
施策目標	3	労働者等の特性に応じた雇用の安定・促進を図ること
	IV	外国人労働者の就労環境の整備を図ること
担当部局・課	主管部局・課	職業安定局外国人雇用対策課
	関係部局・課	

1. 施策目標に関する実績の状況

実績目標1	外国人求職者等に対する職業相談・職業紹介等を適切に実施するための体制等の整備を図ること				
(実績目標を達成するための手段の概要)					
外国人求職者等に対する、職業相談・紹介等を適切に実施するための体制の整備を図るため、以下の施設を設置している。					
① 通訳を介した職業相談・紹介を行う「外国人雇用サービスコーナー」を公共職業安定所に設置					
② 留学生を含む専門的・技術的分野の外国人求職者等に職業相談等情報提供を行う「外国人雇用サービスセンター」の設置					
③ 日系人に対してその特性に応じた職業相談・紹介等を行う「日系人雇用サービスセンター」及び「日系人職業生活相談室」の設置					
○関連する経費					
・外国人雇用サービスコーナー事業（平成17年度予算額） 177百万円					
・外国人雇用サービスセンター事業（平成17年度予算額） 104百万円					
・日系人雇用サービスセンター事業（平成17年度予算額） 120百万円					
・日系人職業生活相談室事業（平成17年度予算額） 101百万円					
(評価指標の考え方)					
「外国人雇用サービスコーナー」、「外国人雇用サービスセンター」及び「日系人雇用サービスセンター」の新規求職者数における就職者数の割合を平均化したもの。 →各コーナー等の就職率から、外国人求職者等に対する就労環境等の整備が適正に図られているか評価する。					
(評価指標)	H13	H14	H15	H16	H17
外国人求職者等に対する対応状況 (就職率) (%)	11.6	14.3	14.8	18.1	20.4
(備考)					
評価指標は、「外国人雇用サービスコーナー」、「外国人雇用サービスセンター」及び「日系人雇用サービスセンター」における就職率の平均による。					
実績目標2	事業主への啓発指導、雇用管理援助等を推進し、雇用管理の改善を図ること				

(実績目標を達成するための手段の概要)

一般に外国人労働者は日本語や我が国の労働慣行に習熟していないことや出入国管理及び難民認定法（以下「入管法」という。）により就労が制限されている場合があること等から、就労に当たって適正な雇用・労働条件を確保するため、特に事業主に対し、外国人雇用に関する理解の度合に応じた以下の事業を実施することにより、雇用管理の改善を図る。

- ① 事業主等に対する外国人労働者の適正な雇用・労働条件の確保と不法就労の防止のための理解・協力を図るためのパンフレットの配布
- ② 毎年6月に政府全体で行う「外国人労働者問題啓発月間」中に行う講演会における、外国人労働者の適正な雇用・労働条件の確保及び不法就労の防止を図るための集中的な周知・啓発
- ③ 「外国人雇用管理アドバイザー」の事業所訪問等による外国人雇用事業主が抱える個別の問題に対する具体的な指導・援助

○関連する経費

・事業主向けパンフレットの作成	(平成17年度予算額)	8百万円
・外国人労働者問題啓発月間の実施	(平成17年度予算額)	21百万円
・外国人雇用管理アドバイザーの委嘱	(平成17年度予算額)	67百万円
・雇用管理セミナーの開催	(平成17年度予算額)	4百万円

(評価指標の考え方)

事業主向けパンフレット配布部数、月間中講演会開催回数及びアドバイザー事業所訪問等数

→事業主への啓発指導、雇用管理援助等の推進、雇用管理の改善が適正に図られているか評価する。

(評価指標)	H13	H14	H15	H16	H17
事業主等に対する周知、啓発、指導状況 (事業主向けパンフレット配布部数) (部)	623,550	513,240	444,000	358,000	289,000
(備考) 評価指標は、各労働局及び各公共職業安定所に配布したパンフレット部数である。					
(評価指標)	H13	H14	H15	H16	H17
事業主等に対する周知、啓発、指導状況 (月間中講演会開催回数) (回)	182	141	123	111	102
(備考) 評価指標は、業務取扱状況報告（職業安定局調べ）による。					
(評価指標)	H13	H14	H15	H16	H17
事業主等に対する周知、啓発、指導状況 (アドバイザー事業所訪問等数) (件)	3,958	3,559	5,069	5,241	5,434
(備考) 評価指標は、業務取扱状況報告（職業安定局調べ）による。					

2. 評価

(1) 現状分析

現状分析

外国人労働者については、政府の基本方針（第9次雇用対策基本計画（平成11年8月閣議決定）など）として、我が国の経済社会の活性化や一層の国際化を図る観点から、専門的、技術的分野の外国人労働者の受入れをより積極的に推進することとしている。

平成16年現在、我が国が積極的に受入れを推進している専門的、技術的分野の外国人労働者は、約19万2千人と前年に比べ約3.5%増加するなど、専門的、技術的分野の外国人労働者に対する需要は伸び続けていると考えられる。

なお、通訳を配置している公共職業安定所に来所する外国人の新規求職件数は4万人前後で推移（H17・40,523人、H16・37,710人、H15・41,134人（業務取扱状況報告（職業安定局調べ）））しており、外国人労働者の職業紹介等を適切に実施するため体制整備を図る必要性は高いといえる。

(2) 評価結果

政策手段の有効性の評価

実績目標1について

「外国人雇用サービスコーナー」、「外国人雇用サービスセンター」、「日系人雇用サービスセンター」及び「日系人職業生活相談室」を設置し、通訳を介したきめ細かな職業相談・職業紹介等を実施した結果、各機関における就職率の平均は、前年度より2.3%増加しており、政策手段として有効に機能したものとする。

実績評価2について

外国人労働者の雇用の際には、一般に外国人労働者は日本語や我が国の労働慣行に習熟していないこと入管法により就労が制限される場合があること等の特性を、事業主がよく理解しなければ適切な雇用管理の改善は図れない。

このため、外国人雇用に関する事業主の理解の度合に応じて、事業主向けパンフレットの配布、講演会の開催や外国人雇用管理アドバイザーによる事業主が抱える個々の問題に対する具体的な指導・援助などを体系的に実施することは、有効な手段である。

評価指標が減少傾向にあるのは、各事業所において外国人労働者の特性に応じた適切な雇用管理が浸透しつつあることその他、ここ数年続いた厳しい雇用情勢下で、公共職業安定所において、日本人外国人を問わず増加する求職者への対応と、求人の開拓に優先的に重点を置かざるを得なかったことも背景として考えられる。

しかしながら、就労目的の在留資格による新規入国外国人を見ると、「興行」については、人身取引防止の観点から入国の基準を厳格化したことに伴い減少しているものの、「興行」を除いた数字は増加（法務省入国管理局発表資料によれば、H17は約2万6千人、H16は約2万4千人）している。したがって、事業主の啓発等は引き続き必要性が高いと考える。

政策手段の効率性の評価

実績目標1について

「外国人雇用サービスコーナー」、「外国人雇用サービスセンター」、「日系人雇用サービスセンター」及び「日系人職業生活相談室」の相談件数については、各機関合計で前年度比5.6%増加している。一方、就職率の平均は、前年度より2.3%増加しており、効率的な運用が図られているものとする。

実績目標2について

「事業主向けパンフレット」は各労働局の必要部数を事前に聴取し、配布していること、「月間中講演会」は他の目的で事業主が集まる会合と併せて開催することが可能であること、「外国人雇用管理アドバイザー」は事業主からの要請に基づく事業所訪問であることなどから、効率的な運用が図られているものとする。

総合的な評価

前年度に引き続き、外国人労働者や事業主のニーズに応じた支援を費用対効果も考慮の上、効率的に実施していることから、外国人労働者の就労環境の整備を図るといふ施策目標達成に向けて進展があったと考えられる。

ただし、外国人労働者が増加・多様化する中で外国人求職者等や事業主に対する支援の在り方については、今後も検討していく必要がある。

評価結果分類

- 1 目標を達成した
- ② 達成に向けて進展があった
- 3 達成に向けて進展がみられない

分析分類

- 1 分析が的確に行われている
- ② 分析がおおむね的確に行われている
- 3 分析があまり的確でない

3. 特記事項

① 学識経験を有する者の知見の活用に関する事項

なし

② 各種政府決定との関係及び遵守状況

外国人雇用対策については、政府の基本方針（第9次雇用対策基本計画（平成11年8月閣議決定）など）に基づき、各種施策を実施している。

③ 総務省による行政評価・監視等の状況

「留学生の受入れ推進施策に関する政策評価」（平成17年1月）において、「外国人雇用サービスセンターと大学等との連携強化」について検討が必要であるとの指摘を受けた。

④ 国会による決議等の状況（警告決議、付帯決議等）

なし

⑤ 会計検査院による指摘

なし